		会				記		録	
会議の	名 称		文教常信		工禾	吕		会議場所	第3委員会室
五哉の	10 17小	祁心 4 5			工女	只	五	担当職員	山内
日時	平成	30年6月	15日	(金曜	日)		議議	午前10時 午後 0時	
出席委員	◎奥野	〇三上	田中	山本	竹田	/]	、松	福井	
執行機関 出席者									
事務局	片岡 事務局長、 山内 事務局次長								
傍聴 可	市民O	名	報道関	係者C)名			議員 1:	名(酒井)

会議の概要

10:00

1 開議

2 事務局日程説明

10:05

3 議案審査

(市長公室 入室)

10:05~

【市長公室】

(1) 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)

市長公室長 あいさつ

(光秀大河推進課長紹介)

各課長 説明

≪質疑≫

<福井委員>

今回の補正予算の中に、大河ドラマ館を計画する経費は含まれているのか。

<光秀大河推進課長>

補正予算の中には、先進地視察を行う経費を計上させていただいており、大河ドラマ館を前向きに検討している段階であるが、建設については、場所も含めて決定事項で

はない。

今後、これまでの大河ドラマ館の経営状況も検討しながら、決定していきたいと考えている。

<市長公室長>

本日付けで、光秀大河推進課という新たな課の設置と合わせ、庁内で光秀大河プロジェクトチームを立ち上げ、庁内横断的にいろいろなワーキンググループを設ける中で 取組みを進めていきたいと考えている。

今後、事業の組立てを話し合ってまとめていきたいと考えており、補正予算対応等で お世話になると思うが、よろしくお願いする。

<福井委員>

大河ドラマのストーリーが引っ掛かる。

最後に亀岡が少し出てくるだけではないかといったことも危惧されるが、そこをうまく全国にPRをしていただくよう、よろしく願う。

移住・定住の経費増についても説明いただいたが、聞いていると実績も好調であり、 補正予算を組めるくらいでよかったと思っている。

(質疑終了)

10:16

(市長公室 退室)

(生涯学習部 入室)

10:18~

【生涯学習部】

(1) 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)

<生涯学習部長>

ただ今から、一般会計補正予算(第1号)の生涯学習部所管分を説明させていただくので、よろしく願う。

説明の前に、私が昨日の本会議で行った発言について、訂正させていただきたい。 昨日、追加提案させていただいた第7号議案に対して、馬場議員から3点の質問を いただいたが、2番目の質問の中で、亀岡会館と中央公民館の除却について、それ ぞれ予定価格を分けているのかという質問があった。それに対して、合算でという 答弁をさせていただいたが、実際は、亀岡会館と中央公民館で予定価格を分けて設 定しているということで、訂正させていただきたい。

文化・スポーツ課担当課長 説明

≪質疑≫

なし

(2) 第7号議案 亀岡会館除却等工事請負契約の締結について

<生涯学習部長>

これから第7号議案について説明させていただくが、本議案に係る契約担当部署、

工事担当部署も同席させていただいているので、よろしくお願いする。

文化・スポーツ課担当課長 説明

<建築住宅課長>

昨日、本会議で質問をいただいた内容について、本工事によって発生するガラについては、大きなもので、コンクリートガラは約2900㎡の発生を見込んでいる。

≪質疑≫

<田中委員>

先ほど、亀岡会館と中央公民館の除却について、予定価格は別々であったということだが、入札の予定価格はそれらを合算しているのか。

<契約検査課長>

亀岡会館と中央公民館の除却については、それぞれ予算等も違うので、2つに分けて契約を行ったが、入札については1本で行ったものである。

<田中委員>

中央公民館の契約は、議会の議決に付さなくてもよいということで、今回、亀岡会館の分だけが上がってきているということでよいか。

<契約檢查課長>

条例によって、1億5千万円以上の契約が議会の案件となってくるので、亀岡会館はそれ以上、中央公民館はそれより低いということで、今回、亀岡会館の除却の議案のみを提案させていただいている。

<田中委員>

予定価格は別で、入札は一括ということであるが、設計が別々であれば、当然、それぞれ諸経費が計上されてくると思うが、1本にして入札した時に、諸経費の歩合は安くなっているのか。

<契約検査課長>

現場施工は一体で行うということで、両施設全体の除却工事の設計額を出しているが、設計ごとに予算が違うということで、亀岡会館と中央公民館の直接工事ごとに経費を按分して、それぞれの設計額としていることから、2つの契約に分けたとしても、1つの契約でしたとしても、設計額は変わらない。

<田中委員>

たまたま予算や名称が違うので設計を別々にしているが、一緒にすれば、当然、諸 経費は安くなるのではないか。

<契約検査課長>

2つの現場を一緒に除却するということで、まずは全体の諸経費を出した上で、それぞれの工事ごとに分けているので、それが一番安いと考えている。

<福井委員>

駐車場整備工事は、亀岡会館の除却工事に乗せているのか。それとも、これも按分されているのか。

<契約検査課長>

それぞれの建物のところに乗せている。

<福井委員>

駐車場にトイレは付いていないということでよいか。

<建築住宅課長>

トイレは付いていない。

<田中委員>

応札業者数と落札率は。

<契約検査課長>

応札業者については、市内に本社のある3社ないしは4社で、一般の条件付きの入札を行っている。その中で、落札業者は「山口・今井・サンケイ・堤製特定建設工事共同企業体」であった。それ以外に3つのJVがあり、「三煌・石村・アサヒ特定建設工事共同企業体」「南桑・堤・古谷・栄特定建設工事共同企業体」「旭・関口・関西特定建設工事共同企業体」これら4つのJVで争われた結果、落札率は、合併入札として99.25%であった。

<田中委員>

落札率が高いという感想を持った。

現場は前も後ろも余裕のない狭い場所であるので、工事の施工にあたっては十分気を付けていただきたい。

<建築住宅課長>

ご指摘のように、現場は条件的に狭い傾斜地でもあるので、安全には十分気を付けながら、なおかつ工程を守りつつ施工していきたい。

<福井委員>

駐車場が整備されたら、生涯学習部の所管となるのか。

<文化・スポーツ課担当課長>

駐車場の所管については、現在、庁内で検討している最中であり、その検討結果に よって所管が変わってくる。

<福井委員>

今回は契約案件なので、これはこれでよいが、前から言っているように、駐車場にはトイレがないと誰も車を停めないと思うので、この点についてはどうか。

< 生涯学習部長>

駐車場の整備にあたっては、観光目的の駐車場とするのか、一般貸出とするのか、 その使途によって所管が変わってくる。

今は駐車場というだけで、その使途は整理しきれていない状況である。

(質疑終了)

< 生涯学習部長>

先日の亀岡会館と中央公民館のお別れセレモニーには、多くの議員の皆様に参加い ただき、お礼申し上げる。

来る6月23日には、両施設に不用で残っている物品の譲渡会を行う予定であるので、よろしく願う。

10:38

(生涯学習部 退室)

(総務部 入室)

 $10:40\sim$

【総務部】

(1) 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)

総務部長 あいさつ 自治防災課長 説明

≪質疑≫

<小松委員>

発電機・投光器は、自主防災会に対していつぐらいに渡る予定か。

<自治防災課長>

夏を少し回るかもしれないが、できるだけ早い時期に配備していきたい。 (質疑終了)

10:45

税務課長 説明

≪質疑≫

なし

10:48

(3) 第2号議案 亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について

税務課長 説明

≪質疑≫

<山本委員>

条例案要綱の1の(3)、生産性革命の実現に向けた固定資産税償却資産の課税標準の特例措置を設けることについて、条例で特例率を「0」とした時の影響額は。

<税務課長>

現在、中小企業等経営協力強化法に基づく、経営力向上設備の1/2特例があり、 平成30年度で5百万円を減額しているので、それがそのままこちらに移行すると、 さらに5百万円の税額免除となる。それが3年間ということなので、2年目は1千 万円、3年目は1千5百万円が免除されることとなる。

<山本委員>

減収に対して、国からどれくらい補てんされるのか。

<税務課長>

減収により補てんされる額は、課税標準額の3/4が交付税措置されることとなる。 <山本委員>

以前の説明で、市町村が条例で特例率を「0」とした場合、ものづくり補助金等を優先採択されるということであったと思うが、この特例措置を申請された中小企業とは別に、単体でも支援措置が適用されるのか。

<税務課長>

京都府下において意向のアンケート調査があって、特例率を「0」とされるところがほとんどであったが、南山城村と伊根町ではこの特例を設けないと聞いている。特例率を「0」とした場合、生産性革命の実現に向けた固定資産税償却資産につい

ては、3年間、償却資産の税額が全額免除される。

<山本委員>

事前説明の時に、市町村で特例措置として「0」としたところは、ものづくり補助金等の重点支援が優先的に採択されるということであったと思うが、この特例措置を受けなければこの補助金が受けられないのか。それとも特例措置を受けなくても中小企業への補助金は優先的に採択されるのか。

<税務課長>

中小企業から先端設備等導入計画が提出されるので、その中で固定資産税の課税標準の特例を受けようということになれば、申請により生産性向上特例法に基づく導入設備等の固定資産について免除できるし、金融支援を受けたい場合は、この設備等は計画の中には載ってこないと考える。

<山本委員>

後ほど、別途確認させていただく。

(質疑終了)

11:00

<総務部長>

ここで、少し時間をいただき、自治委員設置規則、自治委員事務委託契約関係等について、見直しを行ったので、その概要について説明をさせていただきたい。 よろしく願う。

自治防災課長 説明

≪質疑≫

<福井委員>

業務の仕様書にも記載されているように、自治会への非加入世帯に対しては、広報紙の配布と回覧業務だけを行うのか。

<自治防災課長>

各自治会と個々に契約を行う中で、意向調査を踏まえ、自治会加入者以外にも配布 する自治会もあるが、基本的には自治会加入者ということである。

<福井委員>

亀岡地区西部と薭田野町、河原林町は非加入世帯分も配布するが、他のところは配布しないので、その分は委託料に入れないという考えか。

<自治防災課長>

そのとおりである。

<福井委員>

例えば、亀岡地区西部では住基世帯数が3096世帯で、加入世帯が1776世帯、 自治会が配る非加入世帯738世帯であり、まだ500世帯くらい足りないが、こ のままでよいのか。委託料の算出にあたって、何を基準にしているのかわからない。

<自治防災課長>

例えば、亀岡地区西部については、保津川団地等が自治会非加入となっているが、 現実として配布しているということもある。

また、住基との差については、自治会からの申し出によっているという部分と、2 世帯住宅ということの差もある。

<福井委員>

非加入世帯の業務委託料単価が360円となっているが、以前は250円だったと思うが、金額が増えたのはなぜか。

<自治防災課長>

単価については配布ということで、委託業者等に一定、これだけ配ったらどれだけの金額になるのかを聞いた上で、それを参考に単価を算出し、月2回の12ケ月分として、今の金額になっている。

<福井委員>

23自治会は、了承されているのか。

<自治防災課長>

23自治会すべてと契約ができているわけではない。

今、鋭意協議をしている所もある。

< 奥野委員長>

仕様書の業務内容には、非加入世帯に対する広報紙等の配布及び回覧業務を行うと されている。非加入世帯に対する広報紙等の配布は各自治会に任せているのか、そ れとも必ず行うものなのか。

<自治防災課長>

今回、各自治会と委託契約を結ぶ際に協議をさせていただく中で、非加入世帯に配れないという自治会と、配る自治会がある。

配れないという自治会であっても、委託の内容にはないが、保管措置はお願いしている。

< 奥野委員長>

非加入世帯に配布しない自治会もあるということでよいか。

<自治防災課長>

非加入世帯に配布しない自治会はある。

それについては、意向調査を踏まえそのようにさせていただいた。

< 奥野委員長>

そのことは各自治会に任せて、市は関わらないということか。

<自治防災課長>

自治会としては配れないということであり、市として非加入世帯への対応は検討していかなければならないと考えているが、自治会としてはここまでしかできないということである。

<総務部長>

非加入世帯に対して配らない自治会もあるが、出来る限り自治会に据え置いて、取りに来ていただくことを前提としている。

昨日の一般質問において、市としてそれでよいのかという話の中で、広報のあり方については、今後、検討していく必要があると答弁させていただいたところである。 自治会と契約しているのは、自宅まで配布したところについて委託金を支払っているということで理解いただきたい。

<福井委員>

今までのやり方で弊害が出てきたというのは、そのとおりである。

ただ、行政としての前提としては、今まで自治会加入・非加入世帯に実際に配っていたかどうかは別として、自治会に任せてあるので、体面上は全員に配れていることになっていた。

各自治会においては、この業務委託料を使って運営がなされていて、実際は配れていない所もあったが、状況としてはお願いをしているという立場であった。

私が引っ掛かるのは、今回、自治会と契約して、非加入世帯に配布できなくてもよいということにしてしまったら、その前提が崩れてしまうということである。

実際に配布できていないことを認めるのは正しいことだが、その前提が崩れてしま うのは困ったことである。

広報に関しては、今後、やり方を考えるということしかないのかもしれないが、そうであれば最初から非加入世帯に配らせなければよい。

各自治会と話をしてもらわなければいけないことだが、なぜ亀岡地区西部は非加入世帯にまで配るのかと思う。

以上が、私の感想である。

<小松委員>

基本的なことだが、前の自治委員事務委託料と、今回の市政協力業務委託料は、大きな変化があるのか。上がったのか、下がったのか。

<自治防災課長>

金額は、全体的に若干ではあるが、上がっている。

<小松委員>

業務内容が8項目から4項目となり、それに加えて非加入世帯には配らなくてもよいということが明確となり、自治会としてはやりやすくなったかもしれないが、負担が減ったのではないか。

それでいて委託料が増えているということで、自治会にとっては喜ばしいことだと 思うが、負担が減ったのに委託料を上げる根拠は何か。

<自治防災課長>

全体的に金額が増えているのは、配布以外の業務もある中で、増えているということである。

確かに、平成20年度から昨年度までは、ずっと据え置いてきたが、本来であれば 市政協力について、年々業務が増加する中で、10年間据え置いていただいていた ということも含めて見直しを行い、全体の金額が変わったということである。決し て業務が減って楽になったのではなく、10年前から自治会には、いろいろな業務 をしていただいているということである。

<三上副委員長>

今回の大きな変更点は、これまで自治委員に委託料を支払っていたものを、自治委員には報酬だけで、配布等の業務については自治会と委託契約するということになったことであるというのは間違いないと思うが、その上で、昨日、部長が答弁された中身との兼ね合いで言えば、これまで配布の定義がきっちりとされていなかったものを、今回、自治会との委託の中で、配布の定義をきっちりしたというふうに言われたと思うが、それで間違いなかったか。

<総務部長>

契約上のことだが、今まで自治委員事務委託に関する契約書に、非加入世帯にかかわらず、事務を処理すると書いてあり、このことによって、非加入世帯に配っていないのに契約金額が発生することになっていた。

例規上は配布の中に自治会への備え置きも配布と言えば配布としていたが、契約上の配布の定義としては、今回、自宅まで届けることを配布と定義することで、自宅まで届けることに対して単価を掛けるということで、契約を見直したということである。

<三上副委員長>

自宅まで届けることを配布と定義したということは、どこかで読み取れるのか。

<総務部長>

新しい契約書の中にはそこまで書いていない。

実態としては自治会に据え置いて取りに来てもらうことも配布と位置付けており、 形態は変わってないが、契約書の中の定義で、お金が発生するものについては、自 宅まで届けることを配布と位置付けたということである。

<三上副委員長>

つまり、形態としては変わっていないということか。

<総務部長>

これまで、自治会で配布していたか、していなかったかは十分確認ができていなかったが、改めて配布している所、していない所を明確にしたところ、3つの自治会を除いて、配布していないことがはっきりしたので、契約でしっかり謳って、金額を明記したということである。

< 奥野委員長>

非加入世帯にも届けることで、配布料金を上げたということか。それで自治会は了解されたのか。

<自治防災課長>

今回は各自治会への意向調査を踏まえ、自治会員に配ることに対しての委託契約となっている。

非加入者に配る自治会が3つあり、それ以外の自治会については、委託金額は発生 しないが、非加入者に対して備え置くこととなっている。

< 奥野委員長>

非加入者に配布しないということは、市として関わらないということか。

<自治防災課長>

意向調査の中で、非加入者に配るといっていただいた自治会や、今年度は急なことであるので、来年度配ることについて協議を行っている自治会もある。

(質疑終了)

11:28

(総務部 退室)

(教育部 入室)

11:30~

【教育部】

(1) 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)

教育部長 各課長 説明

≪質疑≫

<福井委員>

更新するスクールバスの走行距離は。また、何年から使っているのか。

<学校教育課長>

平成19年10月の登録で、約11年が経過し、走行距離は24万6千kmとなっている。

同じスクールバスでも、もっと長い年数を使用している車両もあるが、畑野小学校

の通学路では、融雪剤の影響が出たものと考えている。

<田中委員>

14人乗りということだが、例えば、合同で校外に出る場合は、どのバスを利用するのか。

<学校教育課長>

中学校のスクールバスも含めて、他に6台あるので、人数に応じて配車している。

<田中委員>

6台で回していって、支障はないのか。

<学校教育課長>

支障はない。

<山本委員>

部活動指導員7名分の人件費が計上されているが、配置先の学校はすでに決定しているのか。

<学校教育課課長>

中学校から希望をとって、すでにクラブ種目も含めて配属先は決定している。

<三上副委員長>

今の質問に関連して、もう少し詳細に説明願う。

また、勤務形態や顧問との関係等について、説明願う。

<学校教育課長>

学校名等については、

亀岡中学校 サッカー部

別院中学校 陸上競技部

南桑中学校 サッカー部・柔道部

育親中学校 女子バレーボール部・ソフトテニス部

大成中学校 軟式野球部

以上、5中学校、7種目となっている。

部活動の顧問については、複数配置が望ましいというガイドラインが出ている。 そういった中で、体制上、複数配置できない中学校もあり、そういった学校から希望が上がってきている。

また、複数配置されていても、技術を教えられない先生もおられるので、そういった所から、技術力のある指導員の配置希望もある。

この部活動指導員は顧問になれるので、大会等も引率していけることになっている。

<三上副委員長>

外部コーチによるいろいろな問題が全国的に起こっており、どの程度の権限があるのか気になっていたので聞かせていただいた。

顧問として複数配置されない所を中心に、配属されるという理解でよいか。

<学校教育課長>

顧問が複数配置されていても、技術的な指導ができない先生がおられる所は、学校からの希望を受けて配置することとしている。

<三上副委員長>

人は確定していて、年齢、経験などはすでにわかっているのか。

<教育部次長>

人については決まっている学校もあるし、今探しておられる学校もある。

年齢は、基本的に若い方が多い。

クラブの競技種目の経験者であるとか、教員免許を所持していることが要件となっ

ているので、その要件に合致する人を探しておられる状況である。

< 小松委員>

教員免許を持っていないとダメだということであったが、昔は、部活動で市民の方がボランティアで指導に来るという時代もあったように思うが、今はないのか。

<教育部次長>

従来からあった外部指導者の制度は今もあるが、ただ、顧問にはなれない。 顧問と連携しながらコーチとしての役割を果たす方であるので、単独で部活動の試 合の引率はできないという違いがある。

(質疑終了)

11:42

(2) 第3号議案 亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について

社会教育課長 説明

≪質疑≫

<福井委員>

他市の状況は。

他市も条例改正をされているのか。

<社会教育課長>

今回、国の厚生労働省令が3月30日に改正されたので、それ以降に他市でも改正されると聞いている。

<三上副委員長>

条例の中に知事が行う研修を修了した者でなければならないという規定があって、 同時並行で、その任についてからも研修を受けておられるように聞いていたが、そ のあたりの計画は滞りなくいっているのか。

<社会教育課長>

毎年、京都府の実施する講習会に計画的に参加を促している。

<三上副委員長>

促していて、それはきっちりとやってもらっているということでよいか。

<社会教育課長>

旅費との兼ね合いもあって、全員一気にということにはいかないが、計画的に行ってもらっている。

11:47

(3) 報告第2号 亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

教育総務課長 説明

≪質疑≫

なし

11:51

(教育部 退室)

4 討論~採決

(委員間討議なし)

≪討論≫

なし

≪採決≫

< 奥野委員長>

賛成者は挙手願う。

	(一般会計補正予算)	举手全員	可決
第2号議案	(市税条例等の一部改正)	挙手全員	可決
第3号議案	(放課後児童健全育成事業の設備及び運営は	こ関する基準を	
	定める条例の一部改正)		
		挙手全員	可決
₩ _ □ → > / · →	/ A 1 A A A A A A A A A A A A A A A A A	w - A -	

第7号議案(亀岡会館除却等工事請負契約の締結) **挙手全員 可決**報告第1号(市税条例及び都市計画税条例の一部改正) **挙手全員 承認**報告第2号(市立幼稚園条例の一部改正) **挙手全員 承認**

≪指摘要望事項≫

なし

< 奥野委員長>

委員長報告については、正副委員長に一任願う。 次回、6月22日(金)の委員会で確認願う。 一 全員了 一

11:55

5 陳情・要望について

(1) 非核・平和施策に関する要望書

(聞き置く程度とする)

11:57

6 その他

(1) 第32回人権啓発京都府集会への参加について

(奥野委員長、小松委員2名の参加とすることで決定。)

(2)議会だよりの内容について

(下記の2項目で決定。)

- 災害対策経費(補正予算)
- ·教育研究会等経費(補正予算)

(3) 行政視察のまとめについて

< 奥野委員長>

別紙、行政視察報告書について確認願う。

一 全員了 一

(4) 次回の日程について

< 奥野委員長>

次回は6月22日(金)午前10時から、委員長報告の確認を願う。 他になければ、これにて散会とする。

散会 ~12:08